

こども医療費助成制度

治療用装具・治療用眼鏡の申請

- ◎ 出生日もしくは転入日から、高校3年生相当年齢（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）または転出日までが対象です。
- ◎ 医療保険適用の治療用装具（補装具）・治療用眼鏡が対象です。
- ◎ 治療用装具・治療用眼鏡の作成費用は、すべて償還払いです。

こども医療費助成制度で治療用装具・治療用眼鏡を作成するときは、はじめに全額お支払いいただきます。後日、加入している健康保険に申請すると、費用の約7割（未就学児にあっては約8割）が戻ります。

その後、こども医療費助成制度へ申請すると、残りの約3割（未就学児にあっては約2割）が戻ります。



＝ 手続き方法 ＝

1 加入している健康保険に申請します。

○社会保険等・・・ 職場の健康保険組合または管轄の全国健康保険協会にて手続きをしてください。

○国民健康保険・・・ 市役所烏山庁舎または南那須庁舎の市民課にて手続きをしてください。

★ 持参する物 ★

①装具・眼鏡等の証明書

または作成指示書・・・

②装具・眼鏡等の領収書・・・

③療養費支給申請書

○社会保険、共済組合等・・・ 職場の健康保険組合または管轄の全国健康保険協会にて受け取ってください

○国民健康保険・・・ 市役所烏山庁舎または南那須庁舎市民課にて受け取ってください。

④マイナ保険証または資格確認書

⑤印鑑

後日こども医療費助成制度での請求にも使用しますので、必ずコピーをお取りください。

※手続き終了後、1～2か月後に療養費支給決定通知書が届きます。

2 こども医療費助成制度に申請します。

★ 持参する物 ★

①療養費支給決定通知書

②こども医療費受給資格証

③装具・眼鏡の領収書（コピー可）

④装具・眼鏡の証明書または作成指示書（コピー可）

⑤こども医療費助成申請書（窓口にあります）



3 助成金の振込み

金額は通帳でご確認ください。毎月10日までに提出されたものを月末に支払います。

◇問合先◇ 〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1 保健福祉センター

那須烏山市 こども課 こそだて支援グループ TEL0287-88-7116